

特別区職員研修所講師謝礼支払額基準

施行	(昭和49年 4月 1日特職研第 20号)
改正	昭和49年 6月15日特職研第 73号
	昭和50年 5月23日特職研第 180号
	昭和51年 4月 1日特人研第 23号
	昭和52年 4月 1日特人研第 19号
	昭和54年 4月 1日特人研第 5号
	昭和55年 4月 1日特人研第 898号
	昭和56年 4月 1日特人研第1416号
	昭和57年 4月 1日特人研第1628号
	昭和58年 3月20日特人研第1661号
	昭和62年 1月29日特研管第1035号
	平成 2年 9月13日特研管第 314号
	平成 4年12月08日特研管第 396号
	平成 6年10月12日特研管第 390号
	平成14年 2月26日特研管第 475号
	平成16年 3月26日特研管第1041号
	平成18年 4月10日特研管第 36号
	平成19年 4月23日特研管第 56号
	平成19年 9月26日特研管第 335号
	平成22年 3月31日特研管第 493号
	平成27年 4月28日27特研管第 99号
	平成28年 4月27日28特研管第 96号
	平成29年 3月21日28特研管第845号
	平成29年 9月15日29特研管第383号
	平成31年 3月14日30特研管第790号

(目的)

第1条 この基準は、特別区職員研修所（以下「研修所」という。）において講師及び研修企画委員（以下「講師等」という。）に支払う謝礼の額の基準を定めることを目的とする。

(謝礼の額)

第2条 講師等に支払う謝礼の額は、別表に定める基準によるものとする。

ただし、特別基準額の算定は、次の各号のいずれかによるものとし、第1号、第2号及び第5号の額は、その都度、研修所長が決定する。

- (1) 外部講師の著名度又は講義の内容の質が特に高いと認められる場合
- (2) 研修所に対する貢献度が特に高い場合
- (3) 受講者が400名以上の場合は、一般基準額にその10割を加えた額
- (4) 受講者が100名以上400名未満の場合は、一般基準額にその5割を加えた額
- (5) 講演会の場合

(謝礼の割増し)

第3条 遠隔地から講師等を招へいする場合は、

前条に定める謝礼の額に、一講師当たり、次の各号に定める時間を乗じて得た額の割増を行うものとする。ただし、前条第1号から第4号までにあつては、一般基準額を基礎として割増しを行うものとする。

- (1) 片道 50キロメートル以上100キロメートル未満 1時間
- (2) 片道100キロメートル以上200キロメートル未満 2時間
- (3) 片道200キロメートル以上400キロメートル未満 3時間
- (4) 片道400キロメートル以上 4時間

2 前項各号における距離の計算は、講師等の勤務地又は住所地から研修会場までの最も経済的かつ合理的な交通機関の距離による。

付 則

- 1 この基準は、昭和62年4月1日から実施する。
- 2 特別区職員研修所座談会出席者謝礼基準（昭和51年特人研第134号）は、廃止する。
- 3 この基準は、平成3年4月1日から実施する。
- 4 この基準は、平成5年4月1日から実施する。
- 5 この基準は、平成7年4月1日から実施する。
- 6 この基準は、平成14年4月1日から実施する。
- 7 この基準は、平成18年4月1日以降に実施する研修から適用する。
- 8 この基準は、平成19年4月1日以降に実施する研修から適用する。
- 9 この基準は、平成19年10月1日以降に実施する研修から適用する。
- 10 この基準は、平成22年4月1日以降に実施する研修から適用する。
- 11 この基準は、平成27年4月1日以降に実施する研修から適用する。
- 12 この基準は、平成28年4月1日以降に実施する研修から適用する。
- 13 この基準は、平成29年4月1日以降に実施する研修から適用する。
- 14 この基準は、平成29年9月15日以降に実施する研修から適用する。
- 15 この基準は、平成31年4月1日以降に実施する研修から適用する。

別表 講師謝礼支払額基準表

区 分		支払額(1時間)	
一般基準	A	大学教授、弁護士、公認会計士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者、民間企業最高管理者、官公庁局・部長級	13,000
	B	大学准教授、短期大学教授、民間専門研究者、民間企業中間管理者、官公庁課長級、小・中・高校校長	11,500
	C	大学講師・助教・助手、短期大学准教授・講師等、高専教授、民間技術者、官公庁課長補佐級、民間企業下級管理者、小・中・高校副校長級	10,000
	D	高専准教授・講師、小・中・高校教諭、民間技能者、官公庁係長以下	9,000
	E	都・都内市町村の局長、部長及びこれらに相当する職にある者	6,500
	F	都・都内市町村の課長及びこれに相当する職にある者	5,750
	G	都の課長代理の職にある者 都内市町村の課長補佐及びこれに相当する職にある者	5,000
	H	都内市町村の係長以下の職にある者	4,500
特別基準	講師謝礼支払額基準 第2条ただし書(1)～(4)のとおり		60,000円を限度とする。
	講師謝礼支払額基準 第2条ただし書(5)のとおり		一つの講演を単位として支払額を決定する。

〔備考〕 1 元官公庁職員で、退職により区分が明らかでない者については、退職する際の職位を準用する。

2 外部講師について、予め登壇の時間数に端数が生じる場合には次のとおりとする。

- (1) 30分以下の端数が生じる場合は、1時間あたりの半額とする。
- (2) 30分超1時間未満の端数が生じる場合は、1時間の額とする。